

学校法人制度改革特別委員会 (第2回)	参考資料 3
令和4年2月9日(水)	

2022年1月20日

文部科学省高等教育局私学部長
森 晃 憲 様
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
滝 波 泰 様

一般社団法人大学監査協会
会 長 高 祖 敏 明

意見のお届けについて

謹 啓

貴省におかれましては、学校法人ガバナンス改革会議の報告書「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」の策定を受け、昨年12月21日に「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」を公表され、さらに、高等教育局私学部私学行政課がご所管である大学設置・学校法人審議会学校法人分科会に新たに設置された学校法人制度改革特別委員会において、精力的な大学ガバナンス改革検討を開始されたと承知しております。

大学監査協会（以下「当協会」といいます。）は、学校教育法第1条に定める大学設置者の監査に携わる監事、公認会計士及び内部監査担当者による交流促進、三様監査の実効性の向上、監査体制の強化・充実に関する事業を行い、個々の法人の経営理念に沿った適法、かつ、適正な経営とその持続的発展に寄与することを目的とする法人であり、大学ガバナンス全般に強い関わりを有しております。そこで、上記目的に照らして、学校法人ガバナンス改革の方向について、別紙のとおり、意見を申し上げます。

なお、本件につきお尋ねがございましたら、当協会事務局（〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地JCIビル5階 TEL:03-6272-6811 電子メール: daikanky@wit.ocn.ne.jp）まで、ご連絡いただければ幸甚に存じます。

謹白

【別紙】

意見

学校法人とりわけ大学設置法人のガバナンス改革は、その設置する大学が自主性・自律性をもって高等研究教育機関としての役割を持続的に担い続けるべく、学校法人の意思決定及び業務執行の公正さと透明性の確保を旨とすべきですが、最高監督・議決権を外部者のみからなる評議員会に与えたとしても、十分な情報がないまま監督権や議決権が行使されることから生じる混乱や機能不全が強く懸念されます。

そこで、当協会は、学校法人としての意思決定及びそれに基づく業務執行並びにそれらに対する監督が一体として機能する、健全かつ高度なガバナンスを構築するために、大学を設置する学校法人のガバナンス改革に際しては、特に以下の点について、留意されるべきと考えるものです。

1 意思決定機関や業務執行機関から独立した監査権を有する監事に係る制度改革と情報提供機能の強化

- ア 評議員会による監事に対する情報提供の要請、個別的監査の要請、監事が有する訴訟提起権限の行使の要請を制度化すること、監事監査報告に示される意見・提案に対する理事会の応答を制度化すること等を通じて、評議員会及び理事会の監督機能と監事の監査・監督機能を連動させる仕組みを構築・強化すること
- イ 監事の独立性を高めるために、その選任は理事長ではなく評議員会によるものとし、かつ、解任事由を明定すること
- ウ 一定規模以上の大学においては、常勤監事を制度化すること
- エ 監事の補佐体制を制度化すること

2 会計監査に係る制度改革と情報提供機能の強化

- ア とくに大学を設置する学校法人については、私立学校振興助成法に基づく補助金受給の有無又は受給額の多寡に関わらず、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による会計監査を必須とすること
- イ 会計監査人と監事の連携を強化すること

3 内部監査を含む内部統制の強化と制度化

- ア 内部監査を含む内部統制を制度化すること
- イ 監事の補佐部門と内部監査部門は独立しつつ、連携できるものとする

以上